

令和 3年 4月 9日

兵庫県知事 殿

住 所 法人にあって
は、主たる事
務所の所在地 札幌市東区北24条東20
丁目1-21
氏 名 法人にあって
は、名称及び
代表者の氏名 NPO法人ツルハ医療・介護サービス協会 高森廣明



外部研修実施届出書

「登録販売者の資質の向上のための外部研修に関するガイドライン」に基づき、外部研修について、下記のとおり届出します。

記

1. 外部研修実施機関

外部研修実施機 関の名称（屋号）	NPO法人ツルハ医療・介護サービス協会
代表者氏名	高森 廣明
外部研修実施機 関の所在地	札幌市東区北24条東20丁目1-21
連絡先	電話： 011 — 783 — 2754 FAX： 011 — 782 — 8884 Eメール： kominato04674@tsuruha.co.jp ホームページアドレス： http://www.hokko.ac.jp/tsuruha/

2. 外部研修の実施機関がガイドラインに適合すべき事項とその対応状況等

項目	対応状況等
研修の専門性・客観性・公平性の確保	別紙のとおり
外部研修の実績（2年以上）	別紙のとおり

3. 外部研修の実施内容等がガイドラインに適合すべき事項とその方法等

項目	対応状況等
実施体制（実施要領、講師、透明性等）	別紙のとおり
形式、内容	別紙のとおり
実施頻度	別紙のとおり
修了認定等	別紙のとおり



連絡（担当）者名 小港直樹、阿部真也 1 — 連絡先 TEL 011-783-2754

登録販売者継続研修 実施要項

(NPO 法人ツルハ医療・介護サービス協会)

本実施要項は、厚生労働省『登録販売者の資質の向上のための外部研修に関するガイドライン』に準拠しています。

1. NPO 法人ツルハ医療・介護サービス協会による

登録販売者継続研修実施の目的

NPO 法人ツルハ医療・介護サービス協会は、我国の長寿社会に対応し、全ての人々が健康で生きがいを持ち、安心して生活ができるよう、豊かで活力のある社会の創造に向け、医療・保健・福祉・介護等の総合的な相談業務とそれらに関するセミナーや相談会を開催し、また高度管理医療機器継続研修の実施機関として、広域に亘る社会貢献活動を行ない、もって地域福祉の増進に寄与することを目的とし、活動を行って参りました。その活動の一環として、登録販売者の質の向上を図ること、また、登録販売者が薬の専門家として OTC 医薬品などの適正販売に貢献し、公衆衛生の向上に寄与できるように、登録販売者が行うべき学習の支援を目的として、この実施要項に基づき、登録販売者生涯学習継続研修を実施します。

なお、本実施事項は、『登録販売者の資質の向上に関する外部研修ガイドライン』に準拠したものであります。

2. 研修の実施内容

《企画運営》

- ・登録販売者継続研修会は、NPO 法人ツルハ医療・介護サービス協会が定める当継続研修会実施要項に従い運営する。
- ・研修の企画運営は、事前協議の上、運営委員による会議を年1回開催し、詳細を決定する。（組織図研修講師担当参照）
- ・教育学術関係者、医薬品販売業者、消費者等の参画した NPO 法人ツルハ医療・介護サービス協会理事会を年に1度開催し、研修内容の詳細を承認する。同理事会は、研修の専門性、客観性、公平性を確保するため、医学博士、医師、薬学博士、薬剤師等で構成している。

《研修内容》

●講義の必須事項

薬食総発0326第1号の、『登録販売者に対する研修の実施について』の中で、3の(4)において、外部研修の内容の中で、『研修の実施機関は、次の①から⑦に係る事項について研修内容に含めること。また、研修のために必要な教材を用意すること』と定められております。

上記①から⑦の項目といたしましては、

- ① 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- ② 人体の働きと医薬品
- ③ 主な一般用医薬品とその作用
- ④ 薬事に関する法規と制度
- ⑤ 一般用医薬品の適正使用と安全対策
- ⑥ リスク区分等の変更があった医薬品
- ⑦ その他登録販売者として求められる理念、倫理、関連法規等

が、記載されております。

本来であれば、上記項目を集合研修で実施していくところですが、令和2年7月13日の厚生労働省医薬・生活衛生局総務課からの事務連絡により、令和3年度の研修はオンライン研修で実施します。オンライン研修の講義は、下記の要綱で実施致します。

《オンライン研修内容詳細》

第一回 計 360 分（確認試験実施時間含む）

薬事に関する法規と制度Ⅰ（リスク区分変更、理念、倫理、関連法規）

【ガイドライン④、⑥、⑦に該当】 70 分

休憩（10分）

薬事に関する法規と制度Ⅱ（リスク区分変更、理念、倫理、関連法規）

【ガイドライン④、⑥、⑦に該当】 70 分

専門家としての知識と技能Ⅰ（講義）

○テーマ：かぜ薬、咳止め

- ・かぜと咳の症状や原因について

【ガイドライン①、②、③、⑤に該当】 80 分

専門家としての知識と技能Ⅱ（講義）

○テーマ：かぜ薬、咳止め

- ・かぜ薬、咳止め薬に配合されている成分および副作用等について

- ・添付文書の読み方、店頭で顧客に対して伝えるべきこと

休憩（10分）

確認試験 + 解説 60 分

第二回 計 360 分（確認試験実施時間含む）

薬事に関する法規と制度Ⅰ（リスク区分変更、理念、倫理、関連法規）

【ガイドライン④、⑥、⑦に該当】 70 分

休憩（10分）

薬事に関する法規と制度Ⅱ（リスク区分変更、理念、倫理、関連法規）

【ガイドライン④、⑥、⑦に該当】 70 分

専門家としての知識と技能Ⅰ（講義）

○テーマ：皮膚疾患

- ・湿疹、接触性皮膚炎等の、非感染性皮膚疾患の症状や原因について

- ・水虫、たむし等の、感染性皮膚疾患の症状や原因について

【ガイドライン①、②、③、⑤に該当】 80 分

専門家としての知識と技能Ⅱ（講義）

○テーマ：皮膚疾患

- ・皮膚外用薬(非感染性および感染性皮膚疾患)に配合されている成分および副作用等について

- ・添付文書の読み方、店頭で顧客に対して伝えるべきこと

【ガイドライン①、②、③、⑤に該当】 80 分

確認試験 + 解説 60 分

《e ラーニング研修内容詳細》

コンテンツ

1. 登録販売者に必要な全般情報

(1)医薬品相談応需学習

主な指定第二類医薬品の適正使用と相談応需及び類似製品について

(2)基礎学習

法令に基づく登録販売者の職務と第二類・第三類医薬品の基礎知識、第一類医薬品の基礎知識について

2. 登録販売者に必要な最新情報

(1)新規製剤等の適正使用

各製薬メーカーから発売された新製品を具体例とした適正使用について

(2)相談応需

類似製品の違いや、添付文書記載事項について

(3)最新情報

リスク区分の変更や使用情報の注意改訂等について

修了評価

Web 上で 6 時間学習し、理解度考查(全 4 回)を実施し、満点で修了証を交付する

《実施形式》

1. 研修は関連通知の趣旨に鑑み、講義形式（オンライン研修：Web 動画研修）を主体とし、遠隔・通信講座（e ラーニング）を組み合わせて実施する。
2. e ラーニングは、受講希望者に個別の ID、パスワードを発行し、受講者個々が専用の Web サイトよりアクセスし、毎月 30 分相当の学習時間を要する研修を行うものとする。
3. 実施頻度については、集合研修（オンライン研修）は受講者 1 人あたり年に最低 1 回以上実施し、定期的かつ継続的な研修の推進を目的に e ラーニングもあわせて実施する。e ラーニングは、使用上の注意改訂、リスク区分変更等の最新教材を月次更新（毎月 30 分相当の学習時間想定）のうえ、常時利用出来る状態とするが、3 カ月毎に Web 確認テストを実施し、学習の実効性を確認するものとする。

《研修時間》

集合研修（オンライン研修）は、確認試験に配当する時間を含め、一日 6 時間の研修を、一年間に 2 講座（計 12 時間）の研修会を実施する。

一年間で集合研修（オンライン研修）2 講座の受講を主体とし、遠隔・通信講座（e ラーニング）を組み合わせて実施する。

《定期的・継続的な実施》

オンライン研修により、年間 2 講座を開催し、主要テーマは、3 年サイクルで、継続して研修を実施する。

《受講料》

集合研修（オンライン研修）に於いては、1 講座 6 時間につき 3,055 円（税込）を受講者より徴収する。

e ラーニングに於いては、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間で 2,037 円（税込）を受講者より徴収する。

《講師》

登録販売者継続研修会講師は、専門的な知識・技能を有し、当事業目的を達成する上で適格な者を、NPO 法人ツルハ医療・介護サービス協会が選任する。

《確認試験》

NPO 法人ツルハ医療・介護サービス協会は、研修の指針となるとともに、受講者がその学習到達度の確認に役立ち、その後の販売業務に反映できるような確認試験問題と詳細な解説を作成し、実施する。確認試験実施後、解説を行う。

3. 情報の公開（研修内容の透明性の確保）

NPO 法人ツルハ医療・介護サービス協会は、研修の予定、実施方法、実績等の情報をホームページで公表し、透明性を確保する。

また、本研修会の受講を希望する者は、原則として全て受け入れる。

4. 受講確認と報告

NPO 法人ツルハ医療・介護サービス協会は、年度末に集合研修（オンライン研修）と e ラーニングを併せて、年間 12 時間以上の研修を履修した受講者に対し、修了証を発行する。

実施する研修の概要（実施要項、日程・会場・講師名・受講者数）を自治体に届け出るとともに、自治体の求めに応じて、研修の実施方法、実績等の情報を開示する。

5. 研修実施記録の保存

NPO 法人ツルハ医療・介護サービス協会は、研修実施記録を 6 年間保存する。

（実施要項、研修内容、確認試験、受講者氏名、日程・会場・講師名・受講者数）